

～検討の方針～

中間論点整理メモ（試案）について

- 民主党マニフェストにおいて「公的研究開発法人制度の改善」が公約されたこと等を踏まえて検討を開始。
- 研究開発法人は、研究開発等の特性（競争性、不定型であること、予見不可能性、不確実性、長期性、専門性等）を踏まえた、グローバル標準のマネジメントが必要であるが、
- 定型的な業務を効果的、効率的に行わせることを主眼とする独法制度は、研究開発法人の機能強化に整合しない点があるため、「国立研究開発法人」（仮称）制度の創設を図る。

～新しい研究開発を担う法人の姿～

1. 研究開発法人に係る共通の制度の創設等

国を代表して国家的に重要な課題等に取り組むため、「国立研究開発機関」など国家を代表するにふさわしい名称や機能を付与。

2. 基本的な在り方

- 「世界トップレベルの国際的な競争力」と「世界で最も機動的で弾力的な運営」の実現
- 科学技術水準の向上とイノベーション創出を推進
- 国境、府省を超える連携の推進
- 一律削減等ではない、柔軟かつ弾力的な資源配分
- 我が国全体の「研究開発システム改革」を先導
- 魅力的なリーダーによるトップダウンによる運営

3. 業務遂行等の在り方

(1) ガバナンスの改革

- ・ 外部の意見の取入れ、監査機能強化、外国人研究者の評価者への登用、グローバル基準の評価の合理的な実施等
- ・ 国にとって重要な業務を実施させるための主務大臣の関与のスキームの構築、国全体の科学技術戦略との整合

(2) マネジメントの改革

- ・ 給与水準の公務員横並びを打破し、国際的な水準を踏まえた給与人事システムの構築 等
- ・ 国際的に複数年度を前提とした研究資金制度が普及しつつあること等を踏まえ、中期目標期間を超える繰越しや合理的な調達等を可能にすることによる予算執行の柔軟化 等
- ・ 出資機能等の導入の検討、外部資金の獲得・施設共用の促進

4. 制度の実現と共に改善されるべき事項

公共調達機能を活用したイノベーションの促進、世界で最も優れた競争的資金制度の実現、国際的な技術インテリジェンス機能の抜本的強化、子どもの才能を見出し伸ばす教育の強化、科学技術に関する理解を得る取組、機動的で柔軟な法人運営の実現や組織・業務の再編等による無駄の排除

研究開発力強化法の概要

主な内容

- 人材の活躍環境の整備など研究開発等の推進を支える基盤の強化(第1章)
理数教育の強化、人材の流動化の促進、国際交流の促進、若手等の能力の活用 等
- 研究開発の効率的推進(第3章・第4章)
研究資金の戦略的配分・効率的活用促進、研究者の人的費一律削減への対応 等
- 研究成果の実用化の促進等による民間の研究開発力の強化(第5章)
研究開発施設の共用の促進、物品・収益等の扱いの改善 等
- 研究開発システムの改革に関する内外の動向等の調査研究(第6章)
- 研究開発法人に対する主務大臣の要求(第7章)
- **研究開発法人の在り方の検討を踏まえた法の見直し(附則・附帯決議)**

附則第6条:

政府は、この法律の施行後三年以内に、更なる研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進の観点からの研究開発システムの在り方に関する総合科学技術会議における検討の結果を踏まえ、この法律の施行の状況、研究開発システムの改革に関する内外の動向の変化等を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附帯決議:

研究開発システムの在り方に関する総合科学技術会議の検討においては、研究開発の特殊性、優れた人材の確保、国際競争力の確保などの観点から最も適切な研究開発法人の在り方についても検討すること。

民主党マニフェスト

45. 環境分野などの技術革新で世界をリードする

【具体策】

○ **国立大学法人など公的研究開発法人制度の改善**、研究者奨励金制度の創設などにより、**大学や研究機関の教育力・研究力を世界トップレベルまで引き上げる**